

毎週 月・水・金曜日発行



熊本県公報

目次

告示

- 道路の供用開始 〃 (道路維持課) 一
- 道路の区域決定 〃 (〃) 二
- 保安林の指定に関する予定 〃 (森林保全課) 二
- 〃 (〃) 二
- 〃 (〃) 三
- 〃 (〃) 四
- 〃 (〃) 五
- 〃 (〃) 五
- 〃 (〃) 五
- 〃 (〃) 六
- 〃 (〃) 六
- 〃 (〃) 七
- 〃 (〃) 八
- 指定短期入所療養介護事業所の廃止 (高齢保健福祉課) 八
- 不知火・有明・大牟田地区新産業都市建設協議会の廃止 (企画調整課) 八
- 指定居室サービス事業所の指定 (高齢保健福祉課) 八
- 合津港臨港地区の指定 (港湾課) 八
- 合津港臨港地区内分区の指定 (〃) 九
- 土地収用法に基づく事業の認定 (用地対策課) 九

公 告

宅地建物取引業者に関する公開の聴聞
 宅地建物取引業者に関する公開の聴聞
 大規模小売店舗立地法に基づく届出
 〃
 〃
 〃

大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する市町村意見
 登 載 依 頼
 熊本県民総合運動公園及び熊本県営八代運動公園使用規則の一部を改正する規則
 (建築課) 九
 (建築課) 九
 (商工政策課) 九
 (〃) 〇
 (〃) 一
 (〃) 一
 (〃) 二

熊本県立総合体育館使用規則の一部を改正する規則
 当選の効力に関する審査申立てに対する裁決
 (教育委員会) 一二
 (〃) 一三
 (選挙管理委員会) 一三
 (宇城地区やさしいまちづくり推進協議会) 一七
 (菊池地区やさしいまちづくり推進協議会) 一七

告 示

熊本県告示第千号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
 その関係図面は、平成十三年十二月十九日から六十日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。
 平成十三年十二月十九日
 熊本県知事 潮谷 義子

道路の種類、路線名及び供用開始する区間等	道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	河合場線	樫木	八代郡泉村大字柿迫字一ツ氏 六四一八番一地从先から 同所 同字 六四二五番四地先まで	二〇二・〇	緊道整

一般県道	樫 河合場線	八代郡泉村大字柿迫字一ツ氏 六四一八番一 六四一九番一 六四二五番一 地先から 同 字 地先まで	一九二・〇	緊 道 整
------	-----------	--	-------	-------------

二 供用開始する期日 平成十三年十二月十九日

熊本県告示第千一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成十三年十二月十九日から六十日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成十三年十二月十九日

熊本県知事 潮 谷 義 子

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	上色見 草部線	阿蘇郡波野村大字中江字峠 一一〇七番五地先から 阿蘇郡高森町大字河原字上山神 一一二九七番一 地先まで	二六三・五	単 道 改

二 供用開始する期日 平成十三年十二月二十日

熊本県告示第千二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を決定する。

その関係図面は、平成十三年十二月十九日から六十日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成十三年十二月十九日

熊本県知事 潮 谷 義 子

道路の種類	路線名	区域決定する区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	湯前人吉 自転車道線	球磨郡多良木町大字多良木字牛島 三六九一番一 球磨郡深田村字向町 四五三番一 地先まで	四・〇	六、四七三・八	自 転 車 道 整 備

二 区域決定する期日 平成十三年十二月十九日

熊本県告示第千三号

森林法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十三年十二月十九日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 一 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡一の宮町手野字當ノ木二八〇九・二八一〇
(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)
- 二 指定の目的 土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 - (三) 次の図及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県阿蘇地域振興局並びに一の宮町役場に備え置いて縦覧に供する。

熊本県告示第千四号

森林法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示

す。
平成十三年十二月十九日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 一(一) 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡一の宮町坂梨字神石一八四八の一(次の図に示す部分に限る。)
- (三)(二) 指定の目的 土砂の流出の防備
指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法
- 1) 主伐は、択伐による。
- 2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (一) 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡一の宮町坂梨字箱石三八八五(次の図に示す部分に限る。)

- (三)(二) 指定の目的 土砂の流出の防備
指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法
- 1) 主伐は、択伐による。
- 2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (一) 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡一の宮町役場に備え置いて縦覧に供する。

熊本県告示第五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十三年十二月十九日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 一(一) 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡阿蘇町大字車帰字下道上二〇一、二〇三

〇二
指定の目的 水源のかん養
指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法
- (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字下道上二〇一・二〇三の二(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)
- (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (一) 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡阿蘇町大字西小園字中園四四八の二九九(次の図に示す部分に限る。)

- (三)(二) 指定の目的 水源のかん養
指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法
- 1) 主伐は、択伐による。
- 2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (一) 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡阿蘇町大字西小園字中園四四八の一〇、四四八の一〇一、四四八の二二五、五〇六の一、五〇七、字西荒牧八五八の一、八六〇、八六一の四、八六一の六から八六一の二二まで

- (三)(二) 指定の目的 水源のかん養
指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法
- (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字中園四四八の一〇・四四八の一〇一・四四八の二二五(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)
- (2) 五〇六の一、五〇七、字西荒牧八五八の一・八六〇・八六一の四・八六一の六から八六一の二二まで(以上二〇筆について次の図に示す部分に限る。)

- (3) 2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県阿蘇地域振興局並びに阿蘇町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十三年十二月十九日

熊本県知事 潮 谷 義 子

(一) 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡阿蘇町大字黒川字大川原二〇四五の四・字突廻二〇四六の三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

(三)(二) 指定の目的 土砂の流出の防備

指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

(3) 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(一) 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡阿蘇町大字西小園字中園五二九の一から

五二九の三まで、五四〇、五四一の一

指定の目的 土砂の流出の防備

(三)(二) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

(1) 字中園五二九の一・五二九の二・五四〇（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

(3) 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡阿蘇町大字狩尾字日下一八三六の一（次の図に示す部分に限る。）

(三)(二) 指定の目的 土砂の流出の防備

指定施業要件

(三)(二) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

(3) 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(一) 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡阿蘇町大字狩尾字日下一八三六の一七、一八三六の四三

(三)(二) 指定の目的

指定の目的 土砂の流出の防備

指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

(1) 字日下一八三六の一七・一八三六の四三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

(3) 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡阿蘇町大字西小園字中園四四八の三〇一

(一) (次の図に示す部分に限る。)、字田子山一〇〇九の二、字南田子山一〇六五

指定の目的 土砂の流出の防備

(三)(二) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

(1) 字中園四四八の三〇一

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

(3) 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県阿蘇地域振興局並びに阿蘇町役場に備え置いて縦覧に供する。()

熊本県告示第七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十三年十二月十九日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 一 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡西原村河原字追駄三四九六、三四九八、三五〇四の一、三三三七、三五四二から三五四六まで
- 二 指定の目的 水源のかん養
- 三 指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字追駄三四九六・三五〇四の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県阿蘇地域振興局並びに西原村役場に備え置いて縦覧に供する。()

熊本県告示第八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十三年十二月十九日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- (一) 保安林予定森林の所在場所 熊本県八代市日奈久竹之内町字竹ノ内二六九六の一、二六九六の二、二七〇三の一、二七〇四、二七〇六から二七〇九まで、二七三一から二七四一まで、二七四三、二七四四
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- (三)(二) 指定施業要件
- 1 立木の伐採の方法
- (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字竹ノ内二七〇三の一（次の図に示す部分に限る。）()、二七〇四、二七三八から二七四〇まで・二七四四（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）
- (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (一) 保安林予定森林の所在場所 熊本県八代市一見洲口町字五反田七〇三の一、七〇五、七〇六
- (二) 指定の目的 土砂の流出の防備
- (三)(二) 指定施業要件
- 1 立木の伐採の方法
- 1) 主伐は、択伐による。
- 2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県八代地域振興局並びに八代市役所に備え置いて縦覧に供する。()

熊本県告示第九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十三年十二月十九日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 一 保安林予定森林の所在場所 熊本県八代郡坂本村大字鮎尾一五八二の一、一五八三の一、一五八四の一、一五八五の一、一五八六の一、一五八八、一六〇一、一六〇二、又一六〇四

二 指定の目的 土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県八代地域振興局並びに坂本村役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十三年十二月十九日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- (一) 保安林予定森林の所在場所 熊本県八代郡東陽村大字河俣字長迫三四三九の一、三四三九の四、三四四〇の一、三四四一、三四四二、三四四三、三四四四

(二) 指定の目的 土砂の崩壊の防備

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

1) 主伐は、択伐による。

2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(一) 保安林予定森林の所在場所 熊本県八代郡東陽村大字河俣字鹿路三二七八の一、三

一八三、三一八四、三一九二、三一九三の一、三一九四の一、三一九六の一、三一九七の一、三一九八の一

七の一、三一九八の一

(二) 指定の目的 土砂の崩壊の防備

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

1) 主伐は、択伐による。

2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県八代地域振興局並びに東陽村役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十三年十二月十九日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- (一) 保安林予定森林の所在場所 熊本県芦北郡芦北町佐敷字谷町五の二、五の四

(二) 指定の目的 土砂の流出の防備

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
(字谷町五の四(次の図に示す部分に限る。))

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(一) 保安林予定森林の所在場所 熊本県芦北郡芦北町大字女島字五反田八八〇の一、字坂本三三三七、三三四八から三三五一〇まで

(二) 指定の目的 土砂の流出の防備

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字五反田八八〇の一、字坂本三三三七・三三四八から三三五〇まで（以上四筆
について次の図に示す部分に限る。）

その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

- (3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る
市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本
県芦北地域振興局並びに芦北町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

熊本県告示第十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安
林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示
する。

平成十三年十二月十九日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 一 保安林予定森林の所在場所 熊本県芦北郡芦北町大岩字攻迫一六三三

指定の目的 土砂の流出の防備

(三)(二) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字攻迫一六三三（次の図に示す部分に限る。）
- (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る
市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

保安林予定森林の所在場所 熊本県芦北郡芦北町海路字中尾七三九

(三)(一) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字中尾七三九（次の図に示す部分に限る。）

その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

- (3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る
市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

保安林予定森林の所在場所 熊本県芦北郡芦北町宮浦字大丸四六一の三、四六二か
ら四六四まで、四六五の一、四六五の二、四六六から四六八まで

(三)(二) 指定の目的 土砂の流出の防備

指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字大丸四六一の三・四六二から四六四まで・四六五の一・四六五の二・四六六
から四六八まで（以上九筆について次の図に示す部分に限る。）
- (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る
市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

保安林予定森林の所在場所 熊本県芦北郡芦北町宮浦字ゲングス四〇三の二、四一
〇の一、四一一の二、四一一の三、四一二の一、四一二の二、四一三の一から四一三
の三まで、乙千屋字要二九八の二、二九八の三、二九八の四から二九八の五〇まで、
二九八の五二から二九八の五四まで

(三)(二) 指定の目的 土砂の流出の防備

指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- 1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る
市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊

本県芦北地域振興局並びに芦北町役場に備え置いて縦覧に供する。()

熊本県告示第千十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十三年十二月十九日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 一 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡多良木町槻木字下槻木又五七八の四
- 二 指定の目的 土砂の流出の防備
- 三 指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字下槻木又五七八の四(次の図に示す部分に限る。)
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県球磨地域振興局並びに多良木町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第千十四号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第七十五条の規定により、指定居宅サービス事業所の廃止の届出があった。
平成十三年十二月十九日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【短期入所療養介護】

事業所の名称及び事業所の所在地 ニュー天草病院 本渡市太田町二番地の一	事業者名 医療法人 天草病院	廃止年月日 平成十三年十月三十一日
---	-------------------	----------------------

熊本県告示第千十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の七第一項の規定により不知火・有明・大牟田地区新産業都市建設協議会を廃止したので、同法第二百五十二条の第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。
平成十三年十二月十九日

熊本県知事 潮 谷 義 子

一 廃止日 平成十三年十月三十一日

熊本県告示第千十六号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四十一条第一項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。
平成十三年十二月十九日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【福祉用具貸与】

事業所の名称及び事業所の所在地 中園化学株式会社介護福祉事業部 上益城郡益城町福富千七百七	事業者名 中園化学株式会社	指定年月日 平成十三年十二月十一日
---	------------------	----------------------

熊本県告示第千十七号

港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三十八条の規定により合津港臨港地区を次のとおり指定し、告示の日から施行する。なお、昭和四十年四月二十四日付け熊本県告示第二百八十二号の二は、廃止する。
平成十三年十二月十九日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 一 臨港地区の区域
天草郡松島町大字合津字國迫、字御所平及び字本口の一部
- 二 臨港地区の区域の縦覧場所
熊本県庁土木部港湾課、熊本県天草地域振興局土木部維持管理課及び松島町役場建設課

熊本県告示第千十八号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十九条の規定により合津港臨港地区内に次のとおり分区分を指定し、告示の日から施行する。なお、昭和四十年六月十二日付け熊本県告示第百九十四号は、廃止する。

平成十三年十二月十九日

熊本県知事 潮谷 義子

一 商港区

天草郡松島町大字合津字國迫、字御所平及び字本口の一部

分区分の指定箇所は、図面で示し、その図面は、熊本県庁土木部港湾課、熊本県天草地域振興局土木部維持管理課及び松島町役場に備え置き縦覧に供することとする。

熊本県告示第千十八号の二

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定により事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十三年十二月十九日

熊本県知事 潮谷 義子

一 起業者の名称 大津町

二 事業の種類 大津町立図書館建設事業

三 起業地

イ 収用の部分 熊本県菊池郡大津町大字大津字前田地内

ロ 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所 大津町役場

公 告

熊本県公告第百四十一号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）の規定による行政処分について、同法第六十九条第一項及び同条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、公開の聴聞を次のとおり実施する。

平成十三年十二月十九日

熊本県知事 潮谷 義子

一 聴聞の日時

平成十四年一月九日 午後二時

二 聴聞の場所

熊本市水前寺六丁目十八番一号 熊本県庁行政棟本館十一階第二共用会議室

三 被聴聞者

住 所 熊本市二本木二丁目一

氏 名 大辻 工

登録番号（熊本）第七一六号

登録年月日 昭和四十七年九月二十七日

熊本県公告第百四十二号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）の規定による行政処分について、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項及び宅地建物取引業法第六十九条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、公開の聴聞を次のとおり実施する。

平成十三年十二月十九日

熊本県知事 潮谷 義子

一 聴聞の日時

平成十四年一月九日 午後三時

二 聴聞の場所

熊本市水前寺六丁目十八番一号 熊本県庁行政棟本館十一階第二共用会議室

三 被聴聞者

事務所所在地 熊本市迎町一丁目七

商号又は名称 株式会社ワールドライン

代表者氏名 代表取締役 佐々木道雄

免許証番号 熊本県知事（四）第三一四四号

免許年月日 平成十一年二月二十一日

熊本県公告第百四十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定による届出があったので、同法第五条第三項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成十三年十二月十九日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 本山ショッピングプラザ
 熊本市本山町字原萩一四三二一

二 変更しようとする事項

- 1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 変更前 開店時刻午前十時 閉店時刻午後七時三十分
 変更後 開店時刻午前八時 閉店時刻午後八時(株)ホームセンターサンコーのみ)
- 2 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 変更前 午前八時から午後九時三十分まで
 変更後 午前七時から午後九時三十分まで(一部駐車場は変更なし)

三 変更する年月日
 平成十三年十二月十日

四 変更に係る事項以外の届出事項

- 1 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称
 (株)ホームセンターサンコーほか二
- 2 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 一〇、九四四平方メートル
- 3 駐車場の収容台数
 五五五台
- 4 駐輪場の収容台数
 七五台
- 5 荷さばき施設の面積
 二一九平方メートル
- 6 廃棄物等の保管施設の容量
 二六三立方メートル
- 7 駐車場の自動車の出入口の数
 五か所
- 8 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 午前八時から午後八時まで

五 届出年月日
 平成十三年十二月六日

六 届出の縦覧場所及び縦覧期間

熊本県商工観光労働部商工政策課

平成十三年十二月十九日から平成十四年四月十八日まで

熊本県公告第八百四十四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)附則第五条第一項の規定による届出があつたので、同法第五条第三項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成十三年十二月十九日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 ホームセンターサンコー東町店
 熊本市東町二丁目一番一五号

二 変更しようとする事項

- 1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 変更前 開店時刻午前十時 閉店時刻午後七時三十分
 変更後 開店時刻午前八時 閉店時刻午後八時(イエローハット熊本東町店以外)
- 2 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 変更前 午前八時から午後八時まで
 変更後 午前七時から午後八時三十分まで(一部駐車場は変更なし)

三 変更する年月日
 平成十三年十二月十日

四 変更に係る事項以外の届出事項

- 1 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称
 (株)ホームセンターサンコー
- 2 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 七、四七三平方メートル
- 3 駐車場の収容台数
 三五一台
- 4 駐輪場の収容台数
 二五台
- 5 荷さばき施設の面積
 八二九平方メートル
- 6 廃棄物等の保管施設の容量

- 五九立方メートル
- 7 駐車場の自動車の出入口の数
七か所
- 8 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前七時から午後六時まで
- 五 届出年月日
平成十三年十二月六日
- 六 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課
平成十三年十二月十九日から平成十四年四月十八日まで
- 熊本県公告第八百四十五号
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定による届出があつたので、同法第五条第三項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。
平成十三年十二月十九日
- 熊本県知事 潮 谷 義 子
- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームセンターサンコー北部店
熊本市飛田町三丁目六番五〇号
- 二 変更しようとする事項
- 1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
変更前 開店時刻午前十時 閉店時刻午後七時三十分
変更後 開店時刻午前八時 閉店時刻午後八時
- 2 来客が駐車場を利用することができる時間帯
変更前 午前八時から午後八時まで
変更後 午前七時から午後八時三十分まで（一部駐車場は変更なし）
- 三 変更する年月日
平成十三年十二月十日
- 四 変更に係る事項以外の届出事項
- 1 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称
（株）ホームセンターサンコー
- 2 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

- 三、五二二平方メートル
- 3 駐車場の収容台数
二二三台
- 4 駐車場の収容台数
四三台
- 5 荷さばき施設の面積
三〇〇平方メートル
- 6 廃棄物等の保管施設の容量
四四立方メートル
- 7 駐車場の自動車の出入口の数
六か所
- 8 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前七時から午後六時まで
- 五 届出年月日
平成十三年十二月六日
- 六 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課
平成十三年十二月十九日から平成十四年四月十八日まで
- 熊本県公告第八百四十六号
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定による届出があつたので、同法第五条第三項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。
平成十三年十二月十九日
- 熊本県知事 潮 谷 義 子
- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
協同組合天明町ショッピングセンター
熊本県熊本市奥古閑町二八〇番地
- 二 変更しようとする事項
- 1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
変更前 開店時刻午前十時 閉店時刻午後八時（年六十日午後十一時）
変更後 二十四時間
- 2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前 午前九時から午後九時まで
変更後 二十四時間
三 変更する年月日

平成十三年十二月十日

四 変更に係る事項以外の届出事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称

株式会社マツクエイトほか五

2 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

一、三四三平方メートル

3 駐車場の収容台数

一五八台

4 駐輪場の収容台数

三〇台

5 荷さばき施設の面積

六八平方メートル

6 廃棄物等の保管施設の容量

四四立方メートル

7 駐車場の自動車の出入口の数

二か所

8 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時まで

五 届出年月日

平成十三年十二月三日

六 届出の縦覧場所及び縦覧期間

熊本県商工観光労働部商工政策課

平成十三年十二月十九日から平成十四年四月十八日まで

熊本県公告八百四十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により熊本市から意見書の提出があったので、同法第八条第三項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成十三年十二月十九日

熊本県知事 潮 谷 義 子

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ミスターマックス熊本インター店 熊本県熊本市長嶺町三三四一ーほか
二 市町村意見の概要

届出に対する意見はないが、設置者は、変更後においても、当該大規模小売店舗が周辺地域の生活環境に与える影響について十分な注意を払い、生活環境上の問題が生じた場合は、地域住民の理解を得ながら対策を講じるなど誠意をもって必要な措置をとるよう努めること。

三 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

熊本県商工観光労働部商工政策課

平成十三年十二月十九日から平成十四年一月十八日まで

登 載 依 頼

熊本県民総合運動公園及び熊本県営八代運動公園使用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十三年十二月十九日

熊本県教育委員会委員長 今 村 潤 子

熊本県教育委員会規則第七号

熊本県民総合運動公園及び熊本県営八代運動公園使用規則の一部を改正する規則

熊本県民総合運動公園及び熊本県営八代運動公園使用規則（昭和五十三年熊本県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第五項中「第一項」の下に「及び第二項」を加え、同項を第七項とし、第七項の前に次の一項を加える。

6 第二項の規定により使用許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、速やかにシステムにより変更の申請を行わなければならない。

第三条第四項中「使用許可を受けた者」を「第一項の規定により使用許可を受けた者」に改め、同項を第五項とし、同条第三項中「第一項」の下に「及び第二項」を加え、同項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項及び前項」に改め、同項を第三項とし、第三項の前に次の一項を加える。

2 公共施設予約管理システム（インターネット等の電子情報処理組織を利用して公共施設の予約管理等を行うシステム。以下単に「システム」という。）を利用し、有料公園施設を使用しようとする者は、別に定める期日までに、システムにより使用の申請を行

わなければならない。

第四条中「前条」の下に「第一項及び第五項」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前条第二項及び第六項の申請に対する許可は、別に定める様式に前項の許可証印を押印したものを申請者に交付するものとする。

附 則

この規則は、平成十三年十二月二十四日から施行する。

熊本県立総合体育館使用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十三年十二月十九日

熊本県教育委員会委員長 今 村 潤 子

熊本県教育委員会規則第八号

熊本県立総合体育館使用規則の一部を改正する規則

熊本県立総合体育館使用規則（昭和五十七年熊本県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中、「に規定する申請書」を、「及び第二項の規定による申請」に、「申請し」を「行わ」に、同項の表中

区 分	一般使用	申請期限
		使用開始日の属する月の前月十日
(略)		

を

区 分	一般使用	申請期限
		使用開始日の属する月の前月十日
(略)	申請	別に定める日
	第二項の規定による申請	

に改め、同項を第四項とす

第三条第二項中「前項」を「第一項及び前項」に改め、同項を第三項とし、第三項の前

に次の一項を加える。

2 公共施設予約管理システム（インターネット等の電子情報処理組織を利用して公共施設の予約管理等を行うシステム。以下単に「システム」という。）を利用し、使用の許可をつけようとする者は、システムにより使用の申請を行い、その許可を受けなければならない。

第四条中「条例」を「前条第一項の申請により条例」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前条第二項の申請により条例第四条第一項の許可を受けた者は、当該許可の内容を変更しようとするときは、使用期日の七日前までに、システムにより変更の申請を行い、その許可を受けなければならない。

附 則

この規則は、平成十三年十二月二十四日から施行する。

熊本県選挙管理委員会告示第八十五号

熊本県上益城郡矢部町北中島一八四四番地四の渡辺弘から提起された平成十三年九月十六日執行の矢部町議会議員一般選挙の当選の効力に関する審査申立てについて、当委員会は次のとおり裁決した。

平成十三年十二月十九日

熊本県選挙管理委員会
委員長 宮 本 卓 治

(裁決書添付)

裁 決 書

上益城郡矢部町北中島1844番地4
審査申立人 渡辺 弘

上記審査申立人（以下「申立人」という。）から平成13年10月23日付けで提起された平成13年9月16日執行の矢部町議会議員一般選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する審査の申立てについて、当委員会は、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査の申立てを棄却する。

審査申立ての要旨

申立人は、本件選挙における当選の効力に関し、矢部町選挙管理委員会（以下「町委員会」という。）に対して異議の申出を行ったが、平成13年10月5日に町委員会は棄却の決定をした。申立人は、この決定を不服として、平成13年10月23日に、当委員会に対し、当該決定を取り消し、本件選挙の当選人の当選を無効とする裁決を求める審査の申立てを行ったもので、その理由とするところを審査申立書に基づき要約すれば、次のとおりである。

- 1 最下位当選者と次点者との差が1票（正しくは、1,945票）であること。
- 2 渡辺姓が書かれた投票が2、3票あったが無効票として取り扱われている。
- 3 上記1、2の結果、最下位当選者の当選は無効であること。

裁 決 の 理 由

当委員会は、本件審査の申立てを適法なものと認め、これを受理し、慎重に審理した。その結果は、次のとおりである。

1 投票の開披調査

当委員会は、本件審査の申立てを審理するにあたり、申立ての事実関係を明らかにするために、職権に基づき町委員会の保管にかかる全投票、選挙録の物件を提出させ、申立人及び一部関係人の立会いのもと、開披して点検を行った。

本件選挙における投票総数は、選挙録に記載されたとおり9,647票であることを確認したうえで、開披点検において、当委員会が検討を要すると認めた投票は、複製摘出のうえ、持ち帰った。

2 摘出票に対する判断

摘出票のうち、当選の効力に影響する投票について、以下のとおり審理した。

(1) 別表番号1の投票について

進正久候補の有効票とされている票であるが、三文字目は明らかに「弘」と書かれており、「正久」と全く類似性はない。一文字目の「彳」は「彳」（さんずいへん）の略字として広く使われており、「彳」は「度」と読める。また、2文字目についても、上部の「㇇」は「刀」を、下部の「亅」は「亅」（しんにょう）を書いていると考えられる。そのため、全体的に「渡辺弘」と記載しようとした意思は明白であり、渡辺弘候補の有効票と解するのが相当である。

(2) 別表番号2の投票について

無効票とされている票であるが、個々の字体は不明瞭な部分もあるが、一文字目は「本」、二文字目は「ヨ」、三文字目は「イ」、4文字目は「チ」と読める。あるいは、二文字目は「田」と記載しようとしたものとも考えられるが、いずれの場合も、当該投票は「本 ヨイチ」もしくは「本田 イチ」と読むことができ、本田陽一（ホンダヨウイチ）に類似している。

さらには 一般的に、投票の効力を判定するに当たっては、公職選挙法第67条後段の趣旨に照らして、投票の記載自体から、選挙人が候補者の何人に投票したのかその意思を明認できる限り、その投票を有効とするように解すべきである。そして、選挙人が、候補者の氏名を自